

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

鳥取県立図書館長 西尾 麻都子

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館庭園管理業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（4）入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とし、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の樹木管理に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（6）令和 4 年 4 月 1 日以降に、本件調達と同種同程度の業務を履行した実績を有すること。

（7）本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

（8）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8156 ファクシミリ 0857-22-2996

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月30日(金)から同年2月13日(金)までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月30日(金)から同年2月13日(金)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は、正午までとする。

※ 令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)は蔵書点検による臨時休館、また、同年2月12日(木)は休館日のため、これらの日は職員通用口(駐車場側入口)から入館すること。同年2月2日(月)は全館停電のため、交付しない。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日(木)午後2時15分即時開札

イ 場所

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 大研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有する者であることを証する書類を、令和8年2月13日(金)正午までに4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、同年2月2日(月)は全館停電のため、受付しない。

なお、郵送により提出する場合は、令和8年2月13日(金)正午までに必着とする。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年3月12日付第201300191828号鳥取県教育委員会教育長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書に別添「鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館庭園管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。